

## 宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和2年12月25日(金)  
午前10時から審議終了まで  
場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) (仮称)ドラッグコスモス南郷店の新設に係る届出について
- (2) (仮称)ドラッグストアモリ日南吾田店の新設に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和2年度 第4回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和2年12月25日(金)  
午前10時から午前11時まで

出 席 金谷会長、黒木委員、嶋本委員、  
関戸委員、小島委員、高橋委員  
相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) (仮称) ドラッグコスモス南郷店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
- ② 地元説明会の状況(事務局)
- ③ 日南市からの意見説明(事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 | 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 | 設置するのは目隠しフェンスだが、遮音対策にはなるのか。

事務局 | 遮音効果があるということで回答をいただいている。

金谷会長 | 駐車場内の走行は10km/hを想定しているということか。

事務局 | 騒音予測が基準値を越えているため、徐行を看板等で注意喚起して促していくこととしており、10km/hでの評価を行っている。

高橋委員 | 実際の営業時間は21時までだが、届出上は22時までとなっている。22時までとはどのような状況を想定しているか。

事務局 | コスモスでは年末の売り出し等繁忙期が年に数回ある。21時以降も延長して営業する場所があるので、どの店舗でも同じように9時から22時までで届出がなされている。

金谷会長 | 住民説明会では、営業時間は21時までではあるが、22時まで営業する場所があると説明しているか。

事務局 | 届出は9時から22時までで出されており、住民説明会では、「既存店は21時までだが22時まで営業するのか」という質問があり、通常の営業時間は21時までであるが、22時まで営業する可能性もあるということを説明済みである。

関戸委員 | 図面資料左上部の駐車場が設置されている部分は何か。

事務局	業務用の駐車場として確保されている。一般来客者は停めない従業員駐車場であり、業務員用の出入口である。
関戸委員	夜間走行で騒音が超過するのは、従業員用の駐車場ではなく来客用の駐車場か。
事務局	夜間の22時から22時30分までの来客車両の退店時の走行騒音が超過している。ただし、通常は21時までの営業であり、22時まで営業する場合も閉店以降の早期退店を促していく。
小島委員	緑化がないようだが、条例で義務化されていない場所で緑化を進めていくにはどうすればよいかと思っている。最初の計画時から想定していないとなかなか難しいのではないか。こういう大きな店舗が緑化していくことで景観がよくなっていくと思う。
事務局	緑化についてはこれまでも度々ご指摘いただいております、こちらでも設置者に協力をお願いしているところである。今回の店舗に関しては、既存店でも緑化をしていなかったということと、限られた敷地の中で緑化をすることが難しいということであった。大店立地法上、条例の内容まで関与することはなかなか難しい。
金谷会長	今回審議にかかる2店舗についてはどちらも緑化について配慮がされていない。法律上のことはあるが、審議会では毎回緑化のことが上がるので設置者に伝えて欲しい。コロナで消費行動が変わってきており、ドラッグストア等は経営的に厳しくなりづらい時に、企業行動として緑化を検討されるといい。
小島委員	当該店舗は津波浸水地域であるが、これまで届出があった津波浸水地域の他店舗では津波に対して具体的にはどのような対策がとられているか。
事務局	昨年の審議会時にご指摘いただいたので、ホームプラザナフコ日向店について電話で確認をしており、津波が発生した際は来客がすぐに避難行動がとれるように従業員教育をしっかりしている、また、店舗内の放送ですぐに案内できるような体制をとっているという回答があった。
小島委員	避難場所がどこにあるのかわかりにくいのではないかと、わかりやすく掲示されているとよいのではないかと。
金谷会長	道の駅について、この数十年間の変化を大学の授業の一環で調べている。イベントの機能であったり、道の駅は多機能になっている。防災は必ず想定される。そういう点では大規模店舗についても、周辺の環境や社会の変化に対応するという認識を持ってほしい。
嶋本委員	騒音について、B地点でフェンス設置後、再測定を行っているのか。
事務局	大店立地法上、騒音が基準値を超過していることがすぐに不可となるわけではないので、実際に再測定を行っているわけではないが、住民側からも目隠しフェンスでよいとの意見があり、仮に苦情等があれば今後更なる対策を検討していくこととしている。遮音フェンスをすると、国道側からの跳ね返りがある可能性もあるため、目隠しフェンスを設置すると聞いている。
黒木委員	目隠しフェンスの形状と材質はどのようなものか。目隠しフェンスにも吸音効果があるということか。
事務局	目隠しフェンスはコンビニでよく見られるようなものであり、材質は把握していない。

金谷会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と）知事に答申してよろしいか。

（異議なし。）

それでは、そのように知事に答申することとする。  
ありがとうございました。

(2) (仮称) ドラッグストアモリ日南吾田店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 日南市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 敷地境界における夜間騒音の評価地点の考え方について、評価地点をあらかじめ決めているものと、発生騒音からの最短距離上の境界で評価するものがあるが、指針等で定められているのか。

事務局 指針等においてどちらの方法をとるか絶対に定めているわけではない。騒音の発生源から一番近いところで評価することが、一番厳しい評価方法になるかと思われ、今回の届出はこの方法でとられている。国の例示によると、評価地点を一つに絞って評価する方法が採用されており、今回はより厳しく評価しているので、問題はないと認識している。

関戸委員 タクシーの事務所はもともとあったのか。

事務局 もともと、コンビニの裏側にタクシー事務所があった。今回の新設に伴い、移動して現在の位置になった。

関戸委員 タクシーは24時間出入りするのか。

事務局 公開の情報によると24時間営業となっている。

金谷会長 タクシーの会社と今回のドラッグストアには、資本関係はないか。

事務局 ありません。

金谷会長	今回資料の中に通学路が明記されているが、このことについて、届出に伴いどのような協議があったか。
事務局	通学路がある場合には、荷さばき車両の搬出入の時間を通学時間帯を避ける対応を行っている。出入口については、歩行者注意の案内表示の看板を設置する計画となっている。
嶋本委員	市道上の停止線位置の変更の理由はなにか。何か影響があるか。
交通規制課	もともと立地していたコンビニの出入口との兼ね合いで停止線をさげていたが、今回出入口の位置が変わったので、元の位置に戻したということである。
高橋委員	夜間の騒音について、a方向とd方向で騒音基準が5db下がっていると説明があったが根拠はなにか。
事務局	学校、入院施設を伴う病院、保育園などがある場合は、周囲50mへの影響が大きいため5db下げることが騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準で定められている。大店立地法で定められた法令ではないが、当該基準を使用することとなっている。
小島委員	店舗の配色について、景観への配慮を行って欲しい。他店舗では店舗の配色において景観に配慮されていたので、同様に配慮してほしい。日南には飢肥地区もあり伝統的な景観であり、他県でも景観に配慮した街並みの事例もあるので配慮を検討してほしい。特に24時間照明が点灯している状況である。緑化についても生け垣等をすれば多少騒音対策にも貢献できるのではないか。
事務局	景観と緑化について、法令上の規制以上のことを求めるのは難しい部分はあるが、審議会でこのような意見が出ていることを店舗側に伝えていきたい。
金谷会長	他に何か意見、質問等はないか。  意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。  「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。  それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。  (異議なし。)  それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

---

## 5 閉会